

○木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付要綱

平成30年6月19日

教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例（平成30年条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、条例第2条第1号様式に規定する合宿で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第2条第2号に規定する町内の宿泊施設に宿泊するものとする。
- (2) 2泊以上の連続した宿泊を5名（監督、コーチ等の指導者を含む。）以上で行うものとする。ただし、大会やイベント等への参加に伴う宿泊及び前泊にかかる宿泊数は除く。
- (3) 合宿の対象種目は、野球、陸上競技、柔道、剣道、空手道、卓球、水泳、スキー、ソフトボール、サッカー、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、吹奏楽、その他教育長が認める文化・スポーツ種目とする。
- (4) 営利活動を目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県その他地方公共団体等から助成を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に規定する合宿を行う団体とする。

2 複数の団体が、同一目的で合宿（合同合宿等）をする場合は、それぞれの参加団体の代表者を補助対象者とし、前条第1項第2号に規定する人数及び宿泊数は、当該参加団体の合計延べ人数及び宿泊数で算定するものとする。

(複数年度にわたる合宿の取り扱い)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、大会宿泊を除いた延べ宿泊数に1泊当たり2,500円を乗じて得た額とし、1団体1回当たり50万円を限度とする。

ただし、1泊当たり宿泊費から補助金2,500円を差し引いた額が、次の区分による宿泊使用料に達しない場合は、2,500円からその達しない額を差し引いた額を補助するものとする。

<宿泊使用料>

区分	小学生・中学生と引率者	高校生・大学生と引率者	社会人
5月～9月	2,500円	3,100円	4,700円
10月～4月	2,700円	3,300円	4,900円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 合宿計画書（別記第3号様式）
- (2) 収支予算書（別記第4号様式）
- (3) 合宿参加者名簿（別記第5号様式）
- (4) 委任状（別記第6号様式）
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定内容の変更を行う場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助金の額が、変更前の交付決定額の2割を超えない増減に該当するときは、この限りではない。また、変更のない別記は添付を省略することができる。

- (1) 合宿計画変更書（別記第3号様式）
- (2) 収支予算書（別記第4号様式）
- (3) 合宿参加者名簿（別記第5号様式）

2 教育長は、前項の変更申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 交付決定者は、合宿終了後速やかに、補助事業等実績報告書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書（別記第3号様式）
- (2) 収支決算書（別記第4号様式）
- (3) 合宿参加者名簿（別記第5号様式）
- (4) 宿泊証明書（別記第10号様式）
- (5) 請求書（別記第11号様式）
- (6) その他必要と認められる書類

（補助金の額の確定）

第10条 教育長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、直ちに審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 教育長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 教育長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金等返還命令書（別記第13号様式）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年度 補助金等 交付 申請 書

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

事業名 文化・スポーツ合宿誘致推進事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業の目的及びその概要
- 2 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

- 3 補助金等交付申請額 金 円

別記第2号様式（第7条関係）

補助金交付決定通知書

木教社指令 第 号様式

（申請者）

年 月 日付け申請の文化・スポーツ合宿誘致推進事業に対し、
金 円を補助します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 印

1 この補助金等の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
	円	円

2 留意事項

（生涯学習課社会教育グループ）

別記第3号様式（第6条、第8条、第9条関係）

合宿計画（計画変更・実績）書

団体の名称	
事業（合宿）名	
実施予定期間	
宿泊予定施設	
主なトレーニング場所	
参加予定人数	
延べ宿泊人数	
合宿の概要等（※）	

備考

- 1 合宿の移動・行動計画等、合宿の流れがわかるように記入すること。
- 2 別途行動計画表がある場合は、任意別記による提出も可能とする。

別記第 4 号様式（第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）

収 支 予 算（決 算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
計		

別記第5号様式（第6条、第8条、第9条関係）

合 宿 参 加 者 名 簿

No.	住 所	氏 名	役職又は学年
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

備考 任意別記による提出も可能とする

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

委 任 状

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 様

<申請者>

住 所

団 体 名

代 表 者

（電話番号様式

）

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

記

1 受 任 者 住 所

氏 名

2 委任事項 「木古内町文化・スポーツ合宿誘致事業補助金」の受領に関する一切の権限

別記第 7 号様式（第 8 条関係）

年度 補助事業変更承認申請書

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

事業（事務名） 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業

年 月 日付け本教社指令第 号様式をもって交付の決定を受けた上記の
事業（事務）について、その計画を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 補助金等交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後の補助金申請額 | 金 | 円 |
| 3 変更の理由 | | |

注 1 この別記は、補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請に使用すること。
2 添付書類は、交付申請の際の関係書類の別記によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を、変更前の計画と同一欄に（ ）書きをして、対比できるように作成すること。

木教社指令第 号様式

(申請者)

年 月 日

印

- | 補助対象事業 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 補助対象経費 | 補 助 金 の 額 | 補助対象経費 | 補 助 金 の 額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

(生涯学習課社会教育グループ)

別記第9号様式（第9条関係）

年度 補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

事業名 文化・スポーツ合宿誘致推進事業

上記の事業に関し事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業の目的及びその概要

2 事業の着手及び完了の期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

3 補助金等交付申請額 金 円

4 補助金等交付決定額 金 円

別記第 10 号様式（第 9 条関係）

宿 泊 証 明 書

事業（合宿）名	
主 催 者 名 （ 団 体 名 ）	
滞 在 期 間	
1 泊の宿泊料金	
宿泊日・宿泊人数	年 月 日 人 年 月 日 人 年 月 日 人 年 月 日 人 年 月 日 人 年 月 日 人
延 べ 宿 泊 人 数	人

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設住所
宿泊施設名所
宿泊施設代表者

印

（電話： 担当者： ）
旅館業許可指令書番号様式

別記第 11 号様式（第 9 条関係）

請 求 書

年 月 日

木古内町教育委員会教育長 様

<申請者>

住 所

団 体 名

代 表 者

（電話番号様式

印

）

年 月 日付け木教社指令第 号様式により交付決定通知を受けた
「木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業補助金」として、次の金額を請求します。

請求金額 円

<振込先>

金 融 機 関	☐ 銀 行 ☐ 信 用 金 庫 ☐ 農 業 協 同 組 合 ☐ 信 用 組 合		☐ 本 店 ☐ 支 店	
口座番号様式 (左づめ)	☐ 普通 ☐ 当座			
口座名義人	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			

※ 補助申請者と振込先の口座名義人が違う場合は、別紙委任状を添付してください。

別記第 12 号様式（第 10 条関係）

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様式

（申請者） 様

木古内町教育委員会教育長 印

年 月 日付けで提出のあった補助事業実績報告書の審査（及び実地検査）の結果、木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業に係る補助金等の額を次のとおり確定したので通知します。

補助金等の確定額 金 円

（生涯学習課社会教育グループ）

別記第 13 号様式（第 11 条関係）

補 助 金 等 返 還 命 令 書

第 号様式

（申請者）

年 月 日付け木教社指令第 号様式による木古内町文化・スポーツ合宿
誘致推進事業に係る補助金等の交付の決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し交付した補
助金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

木古内町教育委員会教育長

印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に教育長が発行する納入通知書により納付すること。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

別記第 3 号様式（第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）

別記第 4 号様式（第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）

別記第 5 号様式（第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

別記第 7 号様式（第 8 条関係）

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

別記第 9 号様式（第 9 条関係）

別記第 1 0 号様式（第 9 条関係）

別記第 1 1 号様式（第 9 条関係）

別記第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

別記第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）